

令和元年9月定例会 総務委員会（付託）

令和元年9月30日（月）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

岡田委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところですが、この際、理事者側から追加提出議案について、説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（説明資料（その2））

- 議案第39号 徳島県警察関係手数料条例の一部改正について

【報告事項】

なし

船本交通部長

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

お手元の総務委員会説明資料1ページを御覧ください。

本条例案は、道路交通法及び道路交通法施行令の一部が改正され、公安委員会がやむを得ないと判断した事情により、自動車運転免許証を失効された方々の再取得の手数料や運転経歴証明書の交付要件拡充に伴う交付手数料等の見直し措置が講じられたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、本条例は、令和元年12月1日に施行することとしております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

岡田委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岩丸委員

さきの代表質問で、飯泉知事から、阿南・阿波市の運転免許センターの開所や出張型免許更新事業の開始時期が来年の令和2年4月1日と示されたところがございます。こういうふうに新聞にも載ってはいるのですが、改めて県警察が進める運転免許センター構想の中身について、お伺いしたいと思います。

まず、来年度から県内の運転免許行政がどのように変わっていくのか、運転免許センター構想の概要をお伺いしたいと思います。

船本企画課長

運転免許センター構想の御質問でございます。

県警察では、多くの県民の方々から、より近くで更新免許の即日交付を望むとの意見が寄せられたことを踏まえまして、令和2年4月1日に、阿南市と阿波市におきまして、新たな運転免許センターの運用を開始することといたします。

現在、運転免許更新事務を行う窓口でございますけれど、松茂町の運転免許センター、七つの警察署、四つの分庁舎で行っております。このうち、運転免許センターのみ即日交付でございますが、警察署と分庁舎につきましては、更新の受付から新しい免許証の交付までに約1か月時間を頂く、いわゆる後日交付になっております。

両運転免許センター設置後でございますけれど、免許更新窓口を松茂町、阿南市、阿波市の三つの運転免許センターに集約するものでございます。各運転免許センターでは、更新免許証の即日交付が可能となります。

また、運転免許センターから遠隔地の地域にお住まいの県南部や県西部の方々に対しましては、当委員会での御論議や住民の方々からの御意見も踏まえまして、全国にも例がない出張型による免許更新窓口を開設するものでございます。

岩丸委員

阿南市と阿波市でも即日交付ができると。また、出張型の免許更新もスタートするというところでございますが、特に阿南市、阿波市に新たに設置される運転免許センターは、どんな業務を具体的に取り扱いわれるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

船本企画課長

阿南市と阿波市に開設いたします運転免許センターの業務内容についての御質問でございます。

阿南・阿波運転免許センターにおきましては、運転免許証の更新事務のほか、氏名、住所などの記載事項変更業務、運転免許の自主返納、運転経歴証明書の発行といった業務をすることとしております。

岩丸委員

もう一つ、全国初の出張型免許更新事業がスタートするというところでございますが、開始するに当たって、これまでに県内各地でいろいろ試行されてきたとお伺いしているところではありますが、この試行の成果、また更新者の反応はどんなものがあったのか、お聞かせください。

船本企画課長

出張型の免許更新について、今まで試行してまいりました概要についての御質問でございます。

出張型の免許更新を実施するというところで、平成29年10月から本年6月までの間に、合計14回の試行をしております。高齢運転者の方は88名、優良更新者の方は52名、計140名

の方々に対して免許更新事務を行ったところでございます。

当初、試行におきましては、高齢者の方々の免許更新手続のみでしたが、御利用していただいた方々の御意見や当委員会での御論議を踏まえまして、更新者の多い優良運転者についても、更新手続ができることとしたものでございます。

試行では、免許更新を行ったの方々に対してアンケートを実施しております。その結果、多くの方から、出張型の免許更新手続の実施を強く希望するという御意見を頂いたところでございます。また、更新した免許証を郵送してほしいとの要望もございましたことから、平成30年12月に行いました試行の際には、徳島県交通安全協会の協力も得ながら、更新免許証の郵送業務を実施したところでございます。

岩丸委員

いろいろと試行もされて準備されているようですが、出張型免許更新事業の具体的な実施場所、実施回数、内容について、お尋ねしたいと思います。

船本企画課長

出張型の免許更新の具体的な内容についての御質問でございます。

出張型の免許更新の実施場所でございますけれども、関係する自治体や民間事業者の方々の御協力も得まして、県南部でございますと、那賀町の上那賀合同出張所、美波町の日和佐公民館、牟岐町のポルト牟岐、海陽町の海部自動車学校を実施場所といたします。県西部につきましては、山城町の山城公民館、池田町の三好市中央公民館、東みよし町の加茂公民館で実施することとしております。

実施回数は、更新予定者数の多い三好市中央公民館では月2回、その他の場所は月1回といたしまして、第1から第4の水曜日に、高齢者と優良運転者に対する更新手続を行うものでございます。また、更新手続のほか、自主返納や運転経歴証明書の申請手続等も行う予定としております。

岩丸委員

月1回、上那賀や日和佐、海部自動車学校まで、第1から第4の水曜日ということでお聞きしましたが、今後、進めていく上で、いろいろと御意見なども聞きながら、改良できるところは改良していただけたらと思います。

その中で、阿南・阿波運転免許センターの設置に伴う警察署の窓口集約や、出張型の免許更新の場所も複数ありますので、いかに県民の皆さんに知ってもらえるかが、非常に重要になってくるのではないかと思います。これから運転免許センター構想を、県民の皆さんへどのように周知を図っていこうと考えられていますか。

船本企画課長

県民の方々への周知・広報をどのようにということでございます。

阿南・阿波運転免許センターの運用開始に伴いまして、警察署窓口が集約されることもございますし、運転免許行政に係る各種手続がこれまでと変わりますので、県民の方々への事前周知は極めて重要と認識しております。

円滑な運用開始に向けまして、今後、県警ホームページをはじめ、関係機関・団体と連携させていただきまして、あらゆる広報媒体を活用した情報発信活動を展開して、周知に努めてまいり所存でございます。

岩丸委員

出張型免許更新になりますと、山間地域や相当離れた所の高齢者も多いということで、なかなかホームページなどは見てくれない可能性もあると思いますので、いろんな媒体、また、役場や支所などにも案内等を置いていただいて、是非しっかりと周知を図っていただきたい。

もう来年の4月1日からスタートするということですので、それに合わせて、しっかりと皆さんに知っていただいて、皆さんが喜んでいただけるような行政サービスをよろしくお願いしたいと思います。

中山委員

さきの本会議におきまして古川議員から質問があった、あおり運転について、私も非常に大切なことだと思うし、今、大きな社会問題になっている件だと思っておりますので、同じような質問になりますけれど、委員会でもう一度質問したいと思います。

御承知のとおり、茨城県の高速道路における暴行事件、愛知県でのエアガン乱射事件、遡って、東名高速道路において2人の尊い命が失われた事件等、あおり運転による被害が出ておりまして、本当に深刻になってきていると思います。

今後、ますます高齢社会になるにつれ、被害も増えてくるのではないかと思っております。というのは、原因があって結果が生まれると思っております。あおり運転をするというのは、されるほうにも若干の問題があるのではないかと思います。

例えば、我々の地域も徳島道や高松道が出来て、高速道路が当たり前になりつつありますけれども、まだ1車線の所が多いと。本来、高速道路は片側2車線以上あって、走行車線と追越し車線があるのが普通ですけれども、慣れていない我々地方の人間にとって、空いているから追越し車線をずっと走って、後ろから法定速度以内の急いでいる方が来ても、なかなかのいてくれない、気付かない運転者が多い。そういうことで、あおり運転につながるケースもあるのではないかと思います。これは、高速道路だけの問題ではなく、一般道においても急ぐときにのろのろ運転で走っている人、ひどい人は携帯をしながら走っている人が多くて、腹が立ってあおり運転をしてしまうということにつながるような気がするんです。大事なことは、徳島県はマナーが悪いとよく言われるのですけれども、運転マナーを再度ドライバーに対して周知していくことが必要だと思います。

今、あおり運転の事故が、徳島県でどのぐらいあるのか、お聞きしたいと思います。

住友交通企画課長

あおり運転を法令上定義したものはなく、統計上、件数等については今のところございません。ただし、平成30年中、車間距離保持義務違反で2件、進路変更禁止違反等が原因で29件発生している状況にあります。

中山委員

あおり運転の被害を県民の方が認識しているかどうか、後ろからパッシングされたりするのが、あおり運転かどうか分からない人も多いと思います。それも立派なあおり運転だと思うのですけれども、先ほども申しましたように、これから重大事故が発生しかねないと思うんです。

ドライバーへ免許更新講習等、いろんな講習をされていますけれども、まずは運転マナーはこうあるべきだということをもっと徹底してほしいと思います。

それから、もし自分があおり運転をされたときに、後ろから車間距離を詰められたら恐怖感を味わうと思うのですけれども、そのときにどう対処すればいいのかをもっと周知すべきだと思います。特に、女性や高齢者の人たちはパッシングされたりしたらびっくりして、それが大きな事故につながりかねないと思うので、そのことをしっかりと教えていく必要があるのではないかと思います。

今一度、そういう被害に遭ったときに、我々ドライバーがする対処の仕方はどうすればいいのか、教えていただきたいと思います。

住友交通企画課長

あおり運転の対処策についての御質問でございますが、いわゆるあおり運転の対処方法といたしましては、相手に道を譲り先に行かせる、車間距離を保ち相手を刺激しない、パーキングエリアなど人目のある安全な場所に避難する、万一詰め寄られた場合はドアロックをした上で110番通報するなど、冷静な対応に努めるよう、県警ホームページへの掲載、各事業者への講習会や運転免許の更新時講習など様々な機会を捉えまして、広報啓発活動に努めているところでございます。

中山委員

とっさの判断がしにくいドライバーもたくさんいらっしゃると思うので、まずはその対策と、何度も言いますが、自分がそういうことにならないように、きちんとした交通ルールにのっとり運転ができるよう、しっかりとマナーアップの向上に向けて広報啓発活動をしていただきたいと思います。

それにつながる質問ですけれども、いまだに携帯電話をしながら等、ひどい人は新聞や漫画を読みながら運転されているドライバーをたまに見ることがあります。徳島県は平成28年に、スマートフォンのゲームでポケモンGOをしながら運転していたドライバーが女性をはねて死亡させたという痛ましい事件が起こって、我々県議会でも重く見て、関係閣僚や内閣総理大臣に対して意見書を提出しました。

この度、12月1日から改正道路交通法が施行される見通しになったと聞いております。これも皆さんの地道な努力のお陰と思うのですが、一向に罰則等を強化しても携帯電話の違反は減らない。シートベルトはほとんどの人が装着していますが、携帯電話は減らない。現状として、徳島県のながら運転における事故はどのくらいあるのでしょうか。

住友交通企画課長

ながら運転の現状についての御質問でございますが、携帯電話を使用しながら車を運転

する、いわゆるながら運転による交通事故につきましては、過去5年間、毎年約30件から50件の間で推移しております。

中山委員

30件から50件というのは意外に少ないような気がするのですが、実際は毎日のように携帯のながら運転を見ますので、取締りも含めて強化していただきたいと思います。

先ほど申しましたように、12月1日から道路交通法が変わります。そこで、どのように変わるのか教えていただきたいと思います。

住友交通企画課長

改正道路交通法の概要についての御質問でございます。

ながら運転中の交通事故は増加傾向にあることから、携帯電話使用等に対する罰則の引上げなどを内容とする道路交通法の一部が改正されまして、本年12月1日から施行されることとなっております。

改正法の概要につきましては、携帯電話を手に持つなどして使用したり画像を注視しながら運転する行為の罰則が、5万円以下の罰金から6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に引き上げられます。また、同様の行為によりまして、対向車線にはみ出し対向車に急ブレーキをかけさせたなどの交通の危険を生じさせた場合の罰則が、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金から1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に引き上げられるものであります。

これら罰則の引上げに伴いまして、反則金は、普通自動車で6,000円から1万8,000円に、違反点数については、使用の場合は1点から3点に、使用により交通の危険を生じさせた場合には2点から6点に、それぞれ3倍に引き上げられることになっております。

中山委員

かなり大幅に罰則等が厳しくなるような気がするのですが、飲酒運転に関しても、かなり高額な罰金が発生しているにもかかわらず、いまだに飲酒運転で事故を起こして、死亡事故、重大事故につながるということが全国で新聞をにぎわしていると思います。

飲酒運転の100万円という罰金は本当に大きな金額だと思うのですが、自分に関係ないというふうに思う人がたくさんいらっしゃる。もっと現実味を帯びさせるためには、現状を知ってもらわないといけないと思います。100万円と知らない人も多いただろうし、先ほどの反則金にしても6,000円から1万8,000円というのだったら大きく家計にも影響するだろうし、一番大事なのは、ながら運転からあおり運転につながるような行為が発生する可能性もあるということを知民の人たちにもっと知ってもらい、ドライバーの人たちにも知ってもらい、そして、注意喚起を促す。これだけ罰金が上がるとするのは一つの手段だと思うのですが、その手段を使っていかに交通マナーの向上につなげるかということが大事だと思います。

これだけ罰則が上がることを分かってもらう必要があると思うのですが、どのように広報啓発活動をされる予定でしょうか。

住友交通企画課長

県民への周知についての御質問でございますが、改正道路交通法の円滑な施行に向けまして、県民の方々への周知徹底が何よりも重要であると認識しているところでございます。

今回の改正道路交通法の内容につきましては、各種講習会や交通安全教室、運転免許更新時における講習等、チラシの配布や県警ホームページ上で情報発信しているところであります。今後、更に関係機関・団体と連携しました広報啓発活動を推進しまして、広く県民に周知してまいることとしております。

中山委員

未然に防ぐことが大事なので、より積極的に周知していただきたい。

それと、警察官の姿を見せることが抑止につながってくると思います。今、統廃合をして人員を増やすことも、一つの成果につながっていくと思いますので、警察官がよく巡回していると思えるような地域にしていっていただきたい。いろいろ大変なことがあると思いますが、ますます治安を守るために頑張っていっていただきたいと思います。

最後にもう1点、今、正に秋の全国交通安全運動の真ただ中で、今日が最終日です。徳島県では、過去最多となる交通死亡事故多発警報が発令されるなど、非常に憂慮すべき事態となっております。中でも、死者31人のうちの22人が高齢者ということで、高齢者対策は、本会議でもほかの議員が質問しておりましたけれど、重要だと思います。

また、本日9月30日は、交通事故死ゼロを目指す日と決められていますが、今日で終わるからそれで終わりではなく、これから年末にかけていろいろと飲酒機会等が増えて交通事故も多くなるかもしれない。やはり、365日皆さんが努力して交通事故抑止をしていただかなければならないと思うのですが、本日最終日を迎えるに当たって、交通部長の今後の強い決意をお聞かせいただいて、質問を終わりたいと思います。

船本交通部長

委員御指摘のとおり、引き続き交通事故防止対策に万全を尽くしてまいりたいと考えております。中でも、御質問にもありましたように、現在の死者31人のうち高齢者が多数を占めているということで、高齢者の死亡事故抑止対策について決意を申し述べたいと思います。

高齢者の交通死亡事故に関しましては、アクセルとブレーキを踏み間違い、誤って自動車を急加速させて加害者となってしまうことや、夜間、道路を横断中に自動車にはねられて被害に遭うというようなことなどが考えられます。県警察では、高齢者が関わる交通事故の実態を踏まえまして、高齢者が交通事故の加害者にも被害者にもならないように、様々な対策を推進しているところでございます。

事故の加害者にならないためには、実車運転による指導、サポートカーの普及・促進、免許証の自主返納を促すための環境整備などを行っております。一方、事故の被害者にならないように、外出するときには反射材を身に付けるように呼び掛けたり、ドライバーに対しましては、横断歩道での一時停止を指導したりと、交通マナーアップの更なる向上に

努めているところでございます。

県警察といたしましては、引き続き、関係機関・団体等との連携を図りつつ、総合的な対策を推進し、高齢者の交通事故の抑止に努めてまいり所存でございます。

岩佐委員

私からも、何点か質問をさせていただけたらと思います。

これは、事前委員会でも取り上げたことで、続けての話になって若干重複するところもあろうかと思いますが、阿南警察署と那賀警察署の統合が進んでいくということで、事前委員会でも那賀警察署における窓口業務のフォローアップの検討状況について、説明を頂いたところでは、改めて道路使用許可申請の具体的な内容について、質問をさせていただけたらと思います。

阿南警察署と那賀警察署が統合することによって、道路工事などにおける道路使用許可の申請は、例えば阿南市内の業者で、那賀町における工事があった場合の道路使用許可は、これまでは那賀警察署まで提出しなければいけなかったわけですが、統合することによって、阿南市内の業者であれば阿南警察署でよくなるということで、便利になることは多いかとは思いますが、逆に、那賀町の町民や業者の方にとっては、今まで那賀警察署でよかったものが、阿南警察署まで持って行かなくてはならなくなるという不便さが出るというフォローアップで、那賀警察署における受付や交付も検討していただけたらという話が事前委員会であったところでは、

まず、実績として、昨年度中の那賀警察署における道路使用許可申請件数について伺いたいと思います。加えて、特定の事業者からの申請が多数を占めているかと思うのですが、その辺も踏まえて、那賀警察署の昨年度の具体的な申請状況について教えていただけたらと思います。

船本企画課長

平成30年度中の那賀警察署におけます、道路使用許可申請の受理件数は962件という状況でございました。このうち、那賀町内の業者や住民の方による申請は341件、阿南市内の業者や住民の方による申請が196件、阿南市、那賀町以外からの申請は425件でございました。

那賀町内の業者等による申請は、工事関係の申請が大部分を占めておりまして、このうち289件、約85パーセントが工事関係の申請でございました。

また、道路使用許可申請を行った那賀町内の主な業者は、建設業と林業関係の方で、その数は約30社でございました。このうち、年間の申請件数が20件を超える業者は5社、10件以上20件未満の業者は6社、残り20社弱は年間10件未満という申請でございました。なお、申請件数が最も多かった業者につきましては、年間48件の申請がございました。

岩佐委員

今のお話であれば、那賀警察署における昨年度の受理件数が962件、そのうちの大半が阿南市内や阿南市、那賀町以外の業者からの申請で、341件の申請が那賀町の方から出されて、そのうち道路工事等に関わってくるのが289件で、その出された業者が30社という

話であったかと思えます。今の話では、那賀町外の方が600件くらい出されているということなので、阿南警察署に出せばいいというメリットは大きいと思えます。ただ、最初にも述べたのですけれども、この341件、建設業や林業関係の方からも289件の申請が上がっているということで、その利便性を失わない必要があるかと思えます。

そこで、若干、事前委員会と重複するかと思えますけれども、フォローアップということで、道路使用許可の申請から交付までの手続について教えていただけたらと思えます。

船本企画課長

道路使用許可に関する手続につきましては、道路交通法等で規定されておりまして、使用する道路を管轄する警察署長に対して申請するものでございます。警察署長は、その申請を受理しました後に、必要な審査を行いまして、許可の判断を下すというものでございます。

なお、申請を受理いたしまして許可までに、通常要すべき標準的な期間がございまして、標準処理期間という言い方をしておりますけれども、この標準処理期間は休日を含まない7日と定めているところでございます。

岩佐委員

まず、提出していただいて受理から交付までに7日間ということですが、もう一度になります。申請を出すのを那賀警察署でしていただけると。その時に、事前にファックスやメールで申請書の内容を確認していただいて、事前委員会の話では、那賀警察署で週1回窓口を開設して、そこへ提出書類を持って来てもらって、それから交付までに休日を含まない7日で、那賀警察署で受け取るという形ですね。

やはり、阿南警察署まで行くのは1時間、2時間掛かるので、那賀警察署でも提出なり交付が受けられるというのは、那賀町の方にとっては統合によって大きな負担が生じないことにはなるかと思えます。ただ、週1回と新聞報道にもあったのですけれども、週1回では少ないのではないかという声もあるようです。先ほどの話で、提出して7日ということは、それを何曜日に週1回と想定されているのでしょうか。

船本企画課長

正に今、県警察で検討しております阿南警察署と那賀警察署の統合に伴います道路使用許可申請について、週1回という回数の話も新聞に出ているところでございます。

先ほど、昨年度の那賀警察署におけます道路使用許可申請の統計的な御答弁をさせていただきましたけれども、申請件数の最も多い業者が年間48件ということでございます。つまり、月平均いたしまして4件の申請をされているということでございまして、これが一番多い業者でございました。それと、申請から許可証の交付までの標準処理期間は7日に定めていると御答弁させていただきましたが、休日を含まないとなっておりますので、例えば月曜日に申請していただくと、翌週の火曜日までに許可証を交付するということを標準処理期間として定めているところでございます。

そういった大きな理由がございまして、現段階では窓口の開設を週1回と想定しております。曜日で言いますと、那賀町の方々に分かりやすいということで、曜日を変えるので

はなく決まった曜日でやればと、水曜日で検討しております。これは、行政の閉庁日は水曜日が一番なりにくいだろうということで、例えば月曜や金曜は祭日の振替などで休みになるため、県民の方々にとっても水曜日が一番良いのではないかと検討しております。

阿南警察署と那賀警察署の統合とは別の話になりますけれど、岩丸委員の御質問にも御答弁させていただきました、運転免許センター構想につきまして、この運転免許センターの業務、出張型免許更新業務につきましてもセットでやりたいと考えております。つまり、出張型免許更新業務も水曜日に合わせて検討を進めているところでございます。

そういった理由がございまして、現在のところ、那賀庁舎での窓口開設を週1回、今のところ水曜日でやりたいと進めているところでございます。申すまでもございませぬけれど、統合したことによりまして、統合前後で利便性が変わることがないように、引き続き検討し進めてまいりたいと考えております。

岩佐委員

水曜日の方向でと御答弁があったのですけれども、確認ですが、標準処理期間が7日以内なので、流れとしては、提出までに事前にファックスやメールで申請書類に不備がないかを確認した上で、那賀警察署で水曜日に提出をして、標準処理期間の間に確認作業等があつて、先ほどの話では7日と言えれば交付は木曜日になってしまうのかと思うのですけれども、以内ということなので次の水曜日に交付を受けられるという方向でよろしいでしょうか。

船本企画課長

現在、県警察で検討している細かな具体的内容ですけれども、水曜日を那賀庁舎における窓口の開設曜日としますと、それまでに事前審査をいたしまして、例えば水曜日に那賀庁舎で正式な申請を頂く、そして審査を行いまして、翌週の水曜日に那賀庁舎で許可証の交付ができるということで考えております。

岩佐委員

この標準処理期間に関しては、当然、統合以前から、道路使用許可申請を出しても1週間掛かっていたのは基本的に変わらないので、水曜日に申請なり交付というのが今のところは限定されてしまうかもしれませんけれど、1週間後には交付ができるというようなことだと思えます。

その中で、先ほどの話で、那賀町の業者から最大でも48件ということだったので、度々出るというのは少ないとは思いますが、一つ確認ですが、こういった申請は、例えば、季節的にこの時期に工事が多い、林業等において道路を封鎖しなければいけないというようなことで、偏りはあるのでしょうか。

船本企画課長

いわゆる道路使用許可の繁忙期のようなものでございますけれど、平成30年度の調査をいたしましたところ、そういった偏りはございません。押しなべて、毎月同じような件数で出されているのが現状でございます。水曜日というのも今の案でございますので、受付

等につきましては、今後の運用等を見ながら検討していきたいと考えております。

岩佐委員

今のお話では、特に偏りもないということですが、事前説明会においては、建設業者の方の御意見として、阿南警察署だけで対応する場合と比べるとましであるが、週1回では厳しいというような御意見もあったということで、週1回ではなく増やせないかという御意見もあるのですけれど、この意見も踏まえて、今後の窓口業務の在り方についての方針を伺いたいと思います。

船本企画課長

今回の施策でございますけれど、正に阿南警察署と那賀警察署の統合に伴いまして、社会実験的に運用していくと考えているところでございます。今後、運用の実態等を踏まえ、利便性の確保に向けて検討してまいるところでございます。

岩佐委員

いきなり週2回というのは難しいのかもしれませんが、状況をしっかり把握していただいて、いろいろ御意見も出てくるかと思えます。先ほどの免許センターの件もあろうかと思えますので、現状を踏まえて対応していただけたらと思えます。

これにおいても当然、業者の方、地域の方々に、こういった窓口業務が変わるという周知は必要だと思いますので、免許の交付と併せて、しっかりとした周知に努めていただけたらと思えます。

これは、社会実験的なこともあるのでしょうかけれど、事前審査という利便性も出てくると思えますので、さきの事前委員会でも御意見が出ましたが、今後の窓口業務の効率化や利便性の向上というのでも検討していただけたらと思えます。

最後に、これも若干重複はしますが、交番化のメリットについてお伺いしたいと思えます。この阿南・那賀警察署の統合後は、那賀庁舎に関しては交番化していくということですが、交番化を進めるということで、これに関しては以前にも言いましたけれども、地元の方は、今まであった駐在所がなくなると不安の声もある一方、やはり24時間体制になって巡回等も常時できる、また即応体制も取れるというようなことがあろうかと思えます。

今一度、交番化によるメリット、逆に言えば、駐在所がなくなることへの不安を解消して交番化のメリットを広めていかななくてはいけないと思うのですけれども、改めて、交番化のメリットについてお伺いさせていただきたいと思えます。

船本企画課長

交番・駐在所は、地域住民の方々が一番身近な所で活動する地域警察官の拠点であります。自主防犯活動や会合などのコミュニティの場としても活用しているところであります。

交番や駐在所で勤務する地域警察官の任務でございますけれど、事件や事故の発生時、いち早く現場に臨場することはもとより、地域住民の方々の御意見や御要望を踏まえまし

て、その地域に根ざした活動をすることが地域警察官の本務でございますので、交番，駐在所の双方に違いはないものでございます。

交番化のメリットにつきましては、複数の駐在所を統合して交番を設置したモデルケースとも言える阿南警察署とみおか交番がございしますが、この統合後半年の成果をしてみると、警らや巡回連絡などの時間は大きく増加しておりまして、その結果、刑法犯，交通事故の減少につながっているものと認識しております。また、学校行事や自治会行事，地域行事への参加，防犯ボランティア団体との協働した活動でございますけれど、これらを統合前と比較いたしますと、いずれも約5倍に増加しているところでございます。さらに、住民の方々から様々な相談を受けております警察安全相談の受理件数につきましても、統合前は26件でございましたけれど、統合後は105件と大幅に増加しているところでございます。

交番化の後も、地域の催物や学校行事などに参加するとともに、24時間、より身近な所で様々な相談が受けられるよう努めるなど、引き続き、地域に密着した活動を推進してまいります。

岩佐委員

とみおか交番においても、かなり成果が出ていますので、交番化によるメリットを広めていただけたらと思います。

昨日、地元の集会があったのですが、その中でも通学時における見守り活動や、先ほどおっしゃった地元のボランティア団体等との連携もあるのですが、いまだに不審者情報があります。そんなときに、巡回や警らに当たっていただいたら、地元住民の方や保護者等も安心するところもあろうかと思っておりますので、交番化のメリットを最大限に生かしていただけたらとお願いをして終わります。

達田委員

先ほど説明を頂きました、徳島県警察関係手数料条例の一部改正について、お尋ねしたいと思います。説明資料に表を付けてくださっているのですが、いまいち分かりにくいのでお聞きします。

免許証の更新を受けなかった者による運転経歴証明書の交付ということで、（イ）の中には、「公安委員会がやむを得ないと認める事情があったこと」を理由に免許証の更新を受けることができなかった者に対するというように続いているのですが、やむを得ないと認める事情というのは、具体的にどういう事情なのか教えていただけたらと思います。

住友交通企画課長

やむを得ない事情の具体的についての御質問でございますが、運転者管理システムなどの県警察が管理しますシステムの障害によって免許証の作成が困難となった場合、また、高齢者講習の受講待ちの結果、受講できなかったために免許証を失効した場合などが挙げられます。

達田委員

そうしたら、この表に、6か月以内のうっかり失効者・特定失効者・特定取消処分者であるのですけれども、これはどういう意味なのでしょう。

住友交通企画課長

うっかり失効は、免許証の更新手続を忘れていた者が6か月以内に手続をすれば改めて免許証が使えるという内容でございます。

達田委員

特定失効者も同じですか。うっかり失効者は今、分かりましたけれども、特定失効者、特定取消処分者というのが分からないのですけれども。

住友交通企画課長

海外旅行をしていた、災害に遭った、病気や負傷した等による場合に、失効した者でございます。

達田委員

分かりました。先ほど伺いました、やむを得ないと認める事情による失効者と、うっかり失効者・特定失効者・特定取消処分者は、意味合いが違うということで表に分けて書かれているということですね。

今お聞きいたしますと、システム障害などでできなかった、高齢者講習が受けられなかったというようなことですが、御本人の都合ではなく、外部の都合によって受けられないというようなそういう事情ですよ。正にそういう事情であるわけですから、改正前はこういう制度がなかったのだらうと思うのですけれども、改正後に手数料800円が要りますというの何かおかしいような気がするのですけれども、こういう理由であってもお金が要ることなのでしょう。

高橋会計課長

少し整理しますと、表の左欄、特定失効者等として、交通企画課長が答弁したような、海外旅行をしていた、それから災害、病気、身体を拘束されていた等を挙げております。この場合は、従来どおり3,950円の手数料という構成になっています。

新設された公安委員会がやむを得ないと認める事情は、委員からありましたように、専ら官側の事情等によるものでありまして、その点を考慮して2,500円に減額しているもので、従来のものとは違うという形で御理解いただきたいと思っております。

達田委員

私のお聞きしたい意味合いをきちんと説明できなくて申し訳なかったのですが、病気等というのはもちろん御本人の事情があるのですけれども、先ほどの説明では、システム障害などということをおっしゃったので、これは御本人の都合ではないわけです。ですけれども、手数料が要するというのはおかしいのではないですかという意味ですけれども。

高橋会計課長

先ほど言いましたように、従来は3,950円を頂いており、当然、システム障害であっても通常の更新であっても、手数料は頂く形になっています。従来、運転免許証を更新する場合、更新手数料2,500円を頂いておりますので、その額と同額である2,500円を新たに公安委員会がやむを得ないと認める、いわゆる専ら官側の事由によって更新できない人は、従来の免許更新と同様の手数料にしたということでございます。

達田委員

いろいろな事情があると思うのですが、従来よりは大幅に安くできますということですね、ありがとうございます。

次に、免許証再交付手数料で、やむを得ないと認める事情等がないのですが、改正前は3,500円だったのが改正後は2,250円と安くなっています。これは、どういう意味があるのでしょうか。

高橋会計課長

これは、再交付要件の緩和ということでありまして。先ほどは免許証の再取得でありましたけれども、免許証の再交付の場合は、従来の道路交通法におきましては、免許証をなくしたとか、汚損、毀損、最近の免許証はICチップが組み込まれていますけれども、これを毀損した場合、この三つに限定されていたところでありまして。

この度の法改正によりまして、新たに氏名や住所の記載事項が変更されたとか、顔写真を変更してほしいというのも再交付が可能になりました。これらの事務は、不正取得ということもありますので、免許証をなくしたら本当になくしたのか等、そういう調査の必要がなくなりました。本人確認等の調査の必要がなくなったこと等を踏まえ、必要な手数料を減額させていただくものであります。

達田委員

再交付につきましては、緩くなったという面があるわけですね、ありがとうございます。

それから、運転経歴証明書交付手数料、運転経歴証明書再交付手数料というのがあります。これも改正前はなくて、改正後1,100円ということですが、こういう再交付を受けている方は、どれくらいおいでるのですか。

岡田委員長

小休します。（11時35分）

岡田委員長

再開します。（11時36分）

船本交通部長

免許証の再交付については、平成30年中の総数は2,889件でございます。これは免許証の再交付件数で、お尋ねにありました運転経歴証明書の再交付については、現在のところ本県において実績はございません。

達田委員

再交付については実績がないということですが、免許証の更新を受けなかった者で、運転経歴証明書交付手数料と運転経歴証明書再交付手数料の二つに分かれています。今後、出てくるであろうということで表にしているのではないかと思います。

免許証の更新を受けなかった者と書いてありますけれども、これはどういう意味なのでしょう。

高橋会計課長

法律の改正によりまして、従来の運転経歴証明書は、免許を自主返納された方のみに交付していたところであります。しかし、近年、加齢や身体の衰えによって、自主的に返納される方以外にも免許を更新しないという方もおいでまして、そういう方に対して、新たに運転経歴証明書を交付して、身分証明等として使っていただくというものであります。

再交付につきましては、今まで規定がありませんでしたので実績がないということですが、今後、再交付の場合も併せて1,100円の手数料を設定し、事務を進めていこうというものであります。

達田委員

勉強不足で申し訳なかったのですが、運転経歴証明書が身分証明書として必要な方というのはどういう方がいらっしゃるのでしょうか。

高橋会計課長

専ら自動車運転免許証は、自動車の運転を許可する交付の書面であります。したがって、運転経歴証明書をどのように使うかは、御本人の証明書代わりですので、様々な形で本人を証明するために使われるかとは思いますが、具体的なものは御本人の使い方によるものと考えております。

達田委員

身分証明書代わりに使えるということですが、徳島県は公共交通が非常に不便ということで、一旦、免許証をお返ししたけれども、ものすごく不便でやはり返してほしい、このままでは病院へ行くのも買物へ行くのも不便で、運転免許を戻してもらいたいというような方は想定していますか。

高橋会計課長

法施行の12月1日以降、失効後5年以内であれば新たに運転免許経歴証明書の交付ができるという制度に改めますので、5年以内であれば交付できるものと考えております。

達田委員

大体、分かりました。やはり、公共交通の充実と併せて考えていかなければいけない問題だと思います。

最後に手数料ですけれども、お聞きしますと、やむを得ない事情とか高齢者の方ということで、もっと安くできないのかと思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

高橋会計課長

手数料は、運転免許の更新とか特定のサービスを受けようとする方々に対して、御負担いただいているものであります。飽くまでも手数料というのは、当該事務に必要な人件費・物件費から積算したものでありまして、必要な経費と考えております。今回の条例案に盛り込んだ額につきましても適正なものとして認識しておりますので、御理解賜りたいと思います。

達田委員

できるだけ県民負担が大きくなるないように、是非、御配慮をお願いしておきたいと思っております。

もう1点、さきの事前委員会でもお尋ねしたのですが、会計年度任用職員の件です。

この中で、臨時職員、非常勤職員がどれくらいおいでるかというような数、また今回、様々な手当が付くということで、どれくらいの予算がアップになるかというようなこともお尋ねしてきました。来年度、パートタイムとフルタイム職員に分かれるということですが、それぞれ何人採用するのかいまだに分からないということで、はっきりとお答えはなかったのですけれども、明日から10月です。採用の準備もしないといけないと思うのですけれども、そういう来年度の任用方針というのは、どうなっているのでしょうか。

生原警務課長

来年度の会計年度任用職員の任用方針についてでございますけれども、現在任用しております臨時職員、非常勤職員につきましては、正規職員の業務を補充・補完する職でございます。県警察にとって必要な職でございます。

来年度、会計年度任用職員制度が導入されるとしましても、各所属における正規職員の体制であったり、業務の内容や量等を勘案しまして、今後、県当局と協議の上、必要なポストに必要な会計年度任用職員を任用していく予定でございます。現在のところ、どのような業務にフルタイム職員が必要なのか、またパートタイム職員も可能な業務はあるのか精査しているところでございまして、どのぐらいの割合になるのかということは、いまだ決定しておりません。

達田委員

国のほうから、今いる臨時職員、非常勤職員の方が、それぞれどういうふうな内容の仕事をしているのか、現場の調査をよくしてくださいと、そして調査をした上で、どのぐらいの人数が必要かを割り出していくという方針が示されてきたと思うんです。

ですから、この条例が出された段階で、予算もどれくらい多くなる等、きちんと出ていると思うんです。何人ぐらいがパートタイムで、何人ぐらいがフルタイムで働くかというようなことも、きちんと想定されているのではないかと思うんです。4月にならないと分からないということはまずないと思うのですけれども、いつぐらいにきちんと分かるのでしょうか。

高橋会計課長

警務課長が答弁したとおり、今後どのような形で任用していくか現時点では不明でありますけれども、委員からもありましたように、来年度予算の話もありまして、9月10日に県の編成方針が示されたところであります。来年度予算の編成もありますので、その中で協議を深めてまいりたいと、そういう形で御理解いただきたいと思っております。

達田委員

私どもは、これまで非常勤職員が非常に多くなってきたということで、やはり正規職員を増やしてもらいたいということで取り上げてきたのですけれども、この会計年度任用職員制度が固定化してしまっていて、正規職員がなかなか増えない、むしろ減らされていくという方向に流れていったのでは困るという立場なんです。

この条例そのものにつきましても、考えないといけない点は大いにあると思っております。働き方改革等いろいろ言われますけれども、やはりパートタイムとか、臨時で働いている方は代わりなので必要ですけれども、労働条件が悪い働き方にならないような考えをさせていただかないといけないと思っております。

これは、警察だけで決められない問題もあるかと思っておりますけれども、仕事の内容をよく見極めた上で、正規職員と同じ仕事をしているのであれば正規職員にということで進めていただきたいと申し上げて終わります。

扶川委員

今朝の徳島新聞に国家公安委員長の記事が載っていました。最初に、児童相談所と連携を強めて児童虐待を減らしていくというようなことを言われています。正に、これからそれが重要なのだろうと私も思っておりますので、その問題意識から質問をさせていただきたいと思っております。

児童相談所は、体制から言うと警察と比べて極めて弱体で、今、児童福祉司の増員なども進んでおりますが、限界があります。そこで、特に緊急対応や夜間・休日などの対応は、警察との連携が非常に重要なのだろうと思っております。その後、長期間にわたる支援が児童相談所の一番本領を発揮する部分で、その組合せが大事なのだろうと思っております。

県警察から、8月中に認知した児童虐待事案が35件あって、そのうち一般的な執務時間の認知件数が14件、それ以外の夜間や土曜・日曜などの認知件数が21件という資料を頂きました。総件数の6割が、こういった時間帯や曜日に起こっているんです。児童虐待の発生時間とイコールではありませんけれども、夜間や休日の現場での対応、相談対応が非常に重要だというのが明らかです。

そこでお尋ねしたいのですけれども、児童虐待事案の認知後の手続についてですが、通

報や相談によって児童虐待が疑われる事案が認知された場合、あるいはそれによって事件化した場合、事件化に至らなかった場合、それぞれ児童相談所に対する通告等の連携をどのように進めているのか、まず説明を頂きたいと思えます。

西岡生活安全企画課長

児童虐待事案認知後の警察の手續について、御質問がございました。

児童虐待事案は、初動段階における迅速・適切な対応と判断が極めて重要であると認識しております。現場臨場した警察官は、関係者への綿密な聞き取り調査を行うほか、調査結果に基づいて作成する現場チェック票による確認等により、危険性を見落とすことなく現場対応するよう心掛けているところであります。

さらに、現場の状況に応じて関係機関に対する照会等も実施いたしまして、客観的な判断を行い、児童の保護や事件化など、必要な措置を講じているところであります。

また、事件化に至らない場合でも、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、児童相談所への通告を実施しているほか、通告に至らない事案であっても、児童相談所への情報提供も行っているところであります。

扶川委員

児童相談所側の統計を見ましても、警察からのそういう連絡が一番多いというふうなこともありますから、警察のほうは、とにかく虐待が疑われるような連絡があったら、全て児童相談所のほうに情報提供して連絡しているということで理解しています。

8月中の児童虐待事案が35件と先ほど申し上げましたが、このうち児童相談所へ通告した件数、あるいは児童相談所へ通告する場合に、どういう方法、内容を取るのか教えてください。

西岡生活安全企画課長

8月中の児童相談所へ通告した件数と、その児童相談所へ通告の方法・内容等についての御質問でございます。

本年8月中に、県警察が児童虐待の疑いがある事案として認知した件数は、先ほど来の説明にありますように35件でございます。そのうち22件を児童相談所に通告しております。その22件の通告のうち2件は、早期に対応する必要があると認め、児童を保護した上で児童相談所に連れて行く、いわゆる身柄付き通告を実施しております。22件全て、通告の方法は書面による通告でございます。

なお、通告の内容でございますが、身体的虐待4件、心理的虐待12件、怠慢・拒否、いわゆるネグレクトが6件ございました。

扶川委員

平成30年3月に、東京都目黒区で虐待を受けた5歳の女児が死亡したという事件を受けて、児童相談所は通告から原則48時間以内に児童の安全を確認し、確認できなかった場合には立入調査をするというふうに設定されております。

そこで、今おっしゃった児童相談所へ通告のあった22件について、警察官が面接した、

48時間以内に安全確認したのは、どのような状況ですか。

西岡生活安全企画課長

この度の児童虐待の疑いがある事案のうち、警察官が面接した件数でございますけれども、35件のうち28件を児童と面接しております。通告以外の分でも面接をしている結果、数の違いが出てきているということでございます。

扶川委員

おおむね、虐待が疑われる事案については、48時間以内にしたということですのでよろしいですね。ですから、警察はそういうふうに迅速な対応ができるのだらうと思います。面接できなかった事案もあるとしたら、それはどういうふうな理由ですか。

西岡生活安全企画課長

件数的には面接できなかったのは7件でございますが、そのうち2件は明らかに児童虐待ではないということが早期の段階で判明したものでございます。また、ほかの5件については、関係者の事情聴取などによって、直ちに面接する必要がないものと認められたものでございます。

扶川委員

児童虐待事案で110番があると思うのですがけれども、110番通報で緊急的に対応した件数はどうなのでしょう。

西岡生活安全企画課長

8月中に、110番通報で対応した件数は11件でございます。

扶川委員

警察から児童相談所に対しては情報提供を全部すると、それで緊急性があると認められた場合はそれなりの対応ができていくというふうに、今説明を受けて思うのですがけれども、逆に児童相談所のほうから児童の安全確認、一時保護の際に、警察署長に援助を求められることができるという規定がありますけれども、8月中の援助要請はどの程度ありますか。あるいは年度内、1年間の件数が分かれば教えてください。

西岡生活安全企画課長

本年8月中の35件のうちに、援助要請はございませんでした。ちなみに、本年1月から8月末までの間で、一時保護に伴う援助要請が1件ございました。なお、平成30年中は8件の援助要請がありました。

扶川委員

児童相談所のほうで、こんな話も聞きます。警察が介入すると、児童相談所としては長期にわたって子供の見守りをしていかななくてはいけない、そのためには親子の対立関係を

できるだけ避けたいという配慮から、警察に対して協力を求めたりするのをためらう傾向があるというような意見も聞きます。しかし、必要な場合はき然として、児童相談所のほうも警察に対応を求めなければ、全国で起こっているような深刻な事案が起こりかねないと思います。今後、次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会もありますので、児童相談所の姿勢も問うてみたいと思っております。

それから、先ほど児童相談所のほうに情報を提供するということでしたが、連携というからには、児童相談所のほうから逆に警察のほうにいろんな情報提供があつて、警察官の見守りの中でも生かされる必要があると思うのですが、そのフィードバックはどの程度あるのか、どういう仕組みになっているのか教えてください。

西岡生活安全企画課長

県警察においては、従来、児童の安全確保に向けて、児童相談所との間で、児童虐待の未然防止に向けた覚書を締結しておりまして、通告後、保護者との面接や児童の状況などについて、情報提供を受けているところでございます。

さらに、今年の3月には、新たな覚書を締結いたしまして、一時保護を解除し家庭復帰した事案でありますとか、児童相談所が通告受理後に48時間以内に安全確認ができなかった事案、保護者が児童の安全確認に強く抵抗を示している事案など、情報提供がされるよう連携強化を図ったところでございます。

具体的には、8月中に通告した事案のうち2件につきまして、一時保護を講じた旨の情報提供がございました。また、8月中の事案に限定したものではありませんが、6件の一時保護を解除した旨の連絡を受けているところでございます。

扶川委員

覚書そのものを、どのような内容なのか資料を情報提供いただけたらと思うのですが、読ませていただければと思います。その覚書に基づいて、きちんと児童相談所のほうから警察に情報がフィードバックされることが大事だと思うので、そのあたりも確認をしていきたいと思います。

児童相談所との連携強化というと、児童相談所は県内に3か所あつて、夜間・休日は南部や西部の通報事案を中央の児童相談所のほうに回して一括して対応しておりますけれども、この1か所で、児童相談所として48時間対応を本当にやり切れるのか。警察経由でいけば基本的にできているとお伺いしましたが、児童相談所の場合、それが本当にできているのか非常に疑問があるのです。夜間・休日の受付件数や対処の内容について教えてほしいと言っても、なかなか出てこない。

これは、また議論していかななくてはいけないと思うのですが、警察は夜間・休日の体制が非常に充実しているわけですから、今後、交番・駐在所の見直し検討の中で、駆けつけることができる体制が強化されるわけです。それを生かして、児童虐待事案に関しても夜間・休日の体制、対応の取組を強めてほしいと思うのですが、そういう姿勢で児童相談所とも連携していただきたいと、できましたら本部長にお答えいただきたいのですが、どうですか。

根本警察本部長

児童虐待の事案に対する対応でございますけれども、県警察におきましては、これまでも児童虐待への適切な対応に向けまして、児童相談所、関係機関・団体と緊密な連携を確保した上で、被害者の安全確保を最優先とした対応に努めているところでございます。

また、先ほど企画課長からも説明がございましたけれども、現在、地域住民の方々の身近な所に24時間体制で警察官の活動する、交番の拡充といった検討を進めているところでございます。こうしたものの実現によりまして、更に迅速的確な対応が可能になるものと考えているところでございます。

児童虐待は、社会を挙げて取り組むべき非常に重要な課題でございます。引き続き、関係機関・団体と連携をしっかりと強化して、対応に万全を期してまいりたいと考えております。

扶川委員

生活安全企画課長のほうで、補足するような具体的なことがあれば答えてください。なければ、これで終わります。

岡田委員長

小休します。（12時02分）

岡田委員長

再開します。（12時03分）

西岡生活安全企画課長

先ほど覚書の提出の関係で、聞き取りにくかったのでお答えできなかったのですが、提出要望がありました。委員会としての要望であれば提出いたします。

取組につきましては、先ほど来、委員からも御指摘がありましたように、児童相談所との関係は重要であると考えておりますので、更なる連携強化を図っていくつもりでございます。

岡田委員長

ほかに、質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

達田委員

先ほども議論させていただきましたが、議案第18号につきましては、非正規職員の固定

化につながるおそれがありますので、賛成できません。

岡田委員長

それでは、議案第18号「徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」は、御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第18号は、これを原案のとおり、可決すべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除く議案について、採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま採決いたしました議案第18号を除く、公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第18号を除く、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（起立採決）

議案第18号

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号，議案第19号，議案第20号，議案第39号

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（12時05分）